

上砂川町パートナーシップ宣誓制度の概要について(案)

1. 制度の概要

性的マイノリティの方がお互いを人生のパートナーとして同等の権利を有し、責任をもって協力し合う約束をした関係であることを宣誓したことに対し、町長が宣誓の事実を認め、宣誓書受領証及び受領証明カードを交付するもの。

※導入済道内自治体:札幌市、江別市、函館市、北見市、帯広市、苫小牧市、岩見沢市、北斗市、滝川市、奈井江町、浦臼町ほか

2. 施行月日

令和8年4月1日(予定)

3. 利用条件

- ・一方または双方が性的マイノリティであること
- ・双方が成年(18歳以上)に達していること
- ・少なくとも一方が上砂川町に住民登録している(または転入を予定している)こと
- ・双方に配偶者がいないこと及び宣誓する相手以外の方とパートナーシップ関係になうこと
- ・互いに近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)ではないこと

※宣誓制度手続きガイド参照

4. 宣誓の流れ

①事前予約

手続き希望日の7日前まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)に、窓口、電話またはインターネットから宣誓する日時を予約。原則、個室で対応する。

②宣誓できる時間

午前8時30分から午後5時00分(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

上砂川町役場 住民課 戸籍年金係

④宣誓当日

本人確認書類と、必要書類持参のうえ、当事者二人で来庁。職員立ち合いのもと宣誓書等に署名し提出する。

⑤受領書等の送付

本人確認後(一人でも可)、宣誓書受領証と受領証明カード等を交付する。

パートナーシップ宣誓受領証明カード

【表面】

パートナーシップ宣誓書受領証明カード	
(年 月 日生) (年 月 日生)	
上砂川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
年 月 日 上砂川町長	印

【裏面】

番号：第 号 宣誓日： 年 月 日
この受領証明カードは、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約した関係であることを、上砂川町長に宣誓したおふたりに交付しています。法的な効力を有するものではありませんが、この趣旨を十分ご理解いただきますようお願ひいたします。
【特記事項】(戸籍上の氏名(通称名を使用している場合)、同居する未成年の子の氏名等)
【問合先】 (電話)

※通称名、同居する未成年の子の氏名の記載可

5. 利用可能とする行政サービス

手続きの種別	内容
住民票の登録 (続柄の選択)	同一世帯のパートナーの住民票上の続柄を「同居人」又は「縁故者」から選択することができる。
町営住宅の申込	パートナーとの入居申込、同居申請(入居資格の要件等)
税関係の証明書 の発行	同一世帯のパートナーは、納税証明書・町道民税の所得証明書、固定資産評価証明書など税関係の証明の発行を請求できる。
固定資産税台帳 の縦覧	同一世帯の場合、パートナーは縦覧及び閲覧することができる。

※世帯が同一であればパートナーシップ宣誓をしなくても、届け出や申請できる手続きあり(例:住民票の届出・交付申請、国民健康保険の加入・届出・交付申請 など)

6. パートナーシップ制度導入自治体との連携

将来は制度導入自治体と連携をする予定。

7. その他

- ・パブリックコメント 令和8年2月9日(月)～2月24日(火)